## 【ポスター発表】

高齢者福祉サービスと使用者責任(民法第715条)についての一考察

近畿医療福祉大学 倉橋弘 (02957)

(キーワード)判例 高齢者福祉サービス事業者 民法第715条

## 1. 研究目的

利用者およびその家族が高齢者福祉サービス事業者とのトラブルにあった場合、場合によっては裁判になってしまうことがある。

利用者及び家族がトラブルにあった際、事業者に対して使用者責任(民法第 715 条)に基づく損害賠償請求という一つの方法がある。この報告では高齢者福祉サービス事業者とのトラブルに関しての判例について、どのように民法第 715 条に基づき判断しているのかについて考察していきたい。

## 2.研究の視点および方法

民法第 715 条は、他人に使用されている者がその事業の執行につき加害行為をなした場合、 使用者及び代理監督者は損害賠償の責任を負うと規定している。

民法第 715 条 (使用者責任)の要件は、 被用者の不法行為が民法第 709 条の要件を備えて 被用者と使用者との間に使用・被用の関係が存在すること、 いること、 被用者の不法行為 が「事業の執行につき」なされたものである。使用者が被用者の選任および監督につき注意を 怠らなかった証明したときは、使用者は損害賠償責任を免れる。使用・被用関係は必ずしも雇 用契約の存在を必要としない。事業における実質的な指揮・監督の関係が認められればよいと される。事業の執行については、判例上、被用者の行為が外観上使用者の業務執行と同一の外 形を有すると認められる場合には使用者責任が生じるとしている。 の不法行為は、故意又は 過失によって他人の権利を侵害する行為のことである。不法行為の成立する要件は、( )故意 又は過失によって損害が発生すること。( )責任能力があること(行為の結果を認識し、回避 するための必要な注意の程度を判断できる能力 。 ( ) 権利侵害又は違法性があること(客観 的な違法行為による生活利益の侵害 》( ) 損害の発生と因果関係があること (事実的因果関 係が存在することに加えて、その関係が加害者に賠償責任を負わせるにふさわしい関係である こと(相当因果関係))。()原告に立証責任がある(不法行為を追求する者は、上記の要件を 立証しなければならない)。不法行為責任の効果は、被害者は財産的損害と精神的損害を請求で

民法 715 条については、高齢者福祉サービスを利用している利用者及びその家族が、当該事業者からサービスを受ける際にトラブルにあった際に、損害賠償請求できる根拠となる法律である。

主に刊行された判例集(判例時報、判例タイムズ)について、高齢者福祉サービス・民法第715条、というキーワードで検索を行う。

# 3. 倫理的配慮

判例は公開されるものである。仮に実名等が記載されていた場合には、仮名にして当事者の プライバシーに配慮する。

# 4.研究結果

指定認知症対応型共同介護施設における入所者の2度の転倒事故について、施設側の損害賠償責任が認められた判例(神戸地裁伊丹支部平成21年12月17日判決判例タイムズ1326号239頁(一部認容・確定))

A は、平成 16 年 1 月 25 日、B との間で、認知症対応型共同生活介護利用契約(以下本件契約) を締結し、同日から平成 19 年 2 月 14 日まで B の運営する本件施設に入居していた。

A は、平成 18 年 7 月 20 日、本件施設の A の居室内にて転倒し、右大腿骨骨折の障害を負い(以下第 1 事故)、入院治療を受け、同年 11 月 7 日、本件施設の A の居室内で転倒し、右側座骨骨折の傷害を負い(以下第 2 事故)、入院治療を受けた。

そこで A は B に対し、本件契約上の損害賠償責任特約条項に基づき、総額 540 万円余の損害 賠償を請求した。

これに対し、B は、本件第1事故は、A がカーテンを開けようとした際に、バランスを崩して 転倒したものであり、第2事故も、カーテンを開けようとして一人で歩き出して転倒したもの であるが、B としては、A の居室には頻繁に確認に行っていたし、ベッドに A の身体を拘束する ことは、A の人格の尊厳及び本件契約上できなかったことからすると、上記各事故は、いずれも 不可抗力に基づくもので、B に損害賠償責任はない等と主張した。

本判決は、A は、認知症に罹患しており、第1事故以前にも、施設内でベッドから落下する事故にあっていたのに、第1事故後もこまめに巡視したり、タンスの配置換えをしたりなどある程度の対策をとっていたものの、それ以上に杖等の補助器具を与えるなどの対策をとったりしなかったのであるから無過失であるとは到底いい難い。

Aは、認知症に罹患しており、精神上の障害により、事理を弁識する能力を欠く常況にあったから、通常人と同様に重過失や過失を問うことはできないなどと判断し、Bの本件契約上の損害賠償責任を認め、Bに対して370万余の支払いを認める限度で、本訴請求を認容した。

本件掲載誌には、参照条文に 715 条と記載されている。しかし判例は、715 条や使用者責任の要件にあてはめた検討はしておらず、どちらかといえば、施設側の 709 条の責任について検討をしたようである。

一般企業の不法行為責任を追及するには、通常は民法第 715 条である。しかし直接の行為者が誰であるかわからない場合、民法第 715 条の適用は困難に直面する。相手方が大企業でその組織が複雑であると、ある行為が誰の行為であるとみるべきかが難しい場合も少なくない(公害・薬害)。そこでこの困難を克服するために、企業を一個の加害者としてとらえて、その過失を問題にして不法行為責任を追及することが試みられている。本件のこれに手法に近いのであるうが、福祉サービスに適用してもいいものであるうか。

なお他に、民法第 715 条に関連する判例には、宮崎地裁平成 17 年 12 月 7 日・判例時報 1934号 91 頁、東京地裁平成 19 年 5 月 28 日判例時報 1991号 81 頁、大阪地裁平成 19 年 11 月 7 日 判例時報 2025号 96 頁がある。